

ペイジー口座振替受付サービス規約

第1条 適用範囲

1. 当行と所定の契約を締結し、かつ、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」という）所定の収納企業規約を承認のうえ、運営機構に収納企業として登録された法人等（以下「収納企業」という）、もしくは、当該収納企業から委託を受けた法人等（以下「委託先」といい、また、収納企業と委託先を総称して以下「収納企業等」という）の受付窓口（以下「受付窓口」という）において、第2条第1項に定める手続きにより預金口座振替の依頼を行うサービス（以下「本サービス」という）については、本規約により取扱います。
2. 本サービスが利用できるのは、当行所定のキャッシュカード（以下「カード」という）の発行されている普通預金口座（以下「当該口座」という）のお客さま本人に限ります。
3. 本サービスにおいては、当行が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。

第2条 利用方法

1. 本サービスを利用するときは、お客さまは自らカードを受付窓口に設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」という）に読み取らせるかまたは収納企業等にカードを引渡したうえ収納企業等をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号等の必要項目を第三者（収納企業等の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自らご入力ください。
2. 次の場合には、本サービスを利用することはできません。
 - (1) 停電・故障等により端末機による取扱いができない場合
 - (2) 受付窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が預金口座振替による支払いを受けることができないと収納企業が定めた商品または役務等に該当する場合
3. 次の場合には、カードを本サービスに利用することはできません。
 - (1) 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - (2) カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
4. 当行が本サービスを利用することができないと定めた日または時間帯は、本サービスを利用することはできません。
5. 本サービスご利用の際には、収納企業等から、端末機により印字された口座振替契約確認書を必ず受領し、申込みの内容をご確認ください。

第3条 口座振替契約の成立

1. 第 2 条第 1 項により暗証番号の入力がされた時に、当行とお客さまとの間で、契約が解除されるまでの期間、収納企業から当行に都度送付される請求金額を、お客さまに通知することなく、当該口座から引落としのうえ支払う事務をお客さまが当行に委託することを内容とする契約（預金口座振替支払代理事務委託契約、以下「口座振替契約」という）が成立したものとみなします。ただし、暗証番号の入力後、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が表示されないときは口座振替契約は成立しなかったものとします。口座振替契約が成立した場合、当行は、当行所定の普通預金規約に定める手続きによらずに当該口座より請求の金額を引落とすことができるものとします。
2. 前項にかかわらず、当行所定の手続きによるお客さまの本人確認ができない場合には、口座振替契約は不成立とします。
3. 第 1 項に基づき成立した口座振替契約に基づく口座振替（当該口座からの引落とし）および同契約の解約等に関しては、本規約のほか当行所定の預金口座振替規約が適用されるものとします。なお、本規約の条項と当行所定の預金口座振替規約の条項が相違する場合には、本規約の条項が優先して適用されるものとします。

第4条 ご依頼取消しの場合の取扱い

1. 第 3 条第 1 項にかかわらず、第 2 条第 1 項の手続きが完了した当日（以下「手続日」という）中に、本サービスを受付けた収納企業等にカードおよび収納企業等が必要と認める本人確認書類等を持参して、口座振替契約の申込みの取消しを収納企業等経由で請求し、収納企業等がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、手続日中に、当行が当該電文を受信した場合に限り、当行は当該申込みの取消しをします。なお、本項に基づき収納企業等経由で口座振替契約の申込取消しを請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは収納企業等にカードを引渡したうえで収納企業等をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消し電文が送信できないときは申込みの取消しはできません。
2. 前項に定める方法による口座振替契約の申込みの取消しは、手続日以外にはできません。手続日の翌日以降にお客さまの都合で口座振替契約を終了させる場合は、お客さまは、当行所定の預金口座振替規約第 4 条に定める手続きにより、口座振替契約を解約してください。

第5条 免責事項

1. 当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して口座振替契約の受付をしたうへは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を

負いません。ただし、この口座振替契約受付が偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。

2. 本サービスについて紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は一切責任を負いません。

第6条 規約の準用

1. 本規約および当行所定の預金口座振替規約に定めのない事項については、当行所定のじぶん銀行取引規約、キャッシュカード規約等当行の他の規約の定めを準用します。
2. 本規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当行所定の「じぶん銀行取引規約」において定義した内容に従うものとします。

第7条 規約の変更

当行は、本規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を当行のホームページへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

以上